機械・ロボット・AI・システム等を
製造・販売されている企業の皆様向け

省人化・省力化のカタログ登録・
ベンダー登録支援を行います

www.sme-support.jp

― あなたの総合窓口へ ―

一般社団法人
中小企業支援センター

「省人化・省力化補助金」

弊社が申請内容の相談から補助金入金までの全行程をサポートします

「省人化・省力化補助金」とは、機械設備・AIシステム・ロボット・設備などをはじめとした、中小企業の省人化・省力化に関する設備導入を支援する補助金です
これにより中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的としています

経済産業省が2023年11月2日に閣議決定した内容では「事業再構築補助金」の中に「省人化・省力化補助金」を新制度として設立、2024年3月に公募開始予想です。

対象者
多岐にわたる業種の小規模事業者や中小・中堅企業を対象としています。また簡易で即効性がある省人化・省力化の製品が対象で、政府発表では下記のような機械設備が代表的な例として挙げられています

介護・サービス業『清掃ロボット／配膳ロボット』
建設業『点検・測量ドローン／運搬ロボット』
製造業『組み立てロボットアーム／加工ロボット』
農業『自動走行トラクター／無人運転コンバイン』
倉庫業『自動搬送ロボット／積み下ろしロボット』

© 2024 中小企業支援センター

「省人化・省力化補助金」

補助率は2分の1。

カタログ登録で製品購入50%が補助されるという形にできます

「省人化・省力化補助金の補助金額・補助率」

従業員数5名以下
200万円（300万円）

従業員数６～２０名以下
500万円（750万円）

従業員数21名以上
1000万円（1500万円）

※賃上げ要件を達成した場合、（）内の値に補助上限額を引き上げ

© 2024 中小企業支援センター

「省人化・省力化補助金」

省人化・省力化補助金の申請方法はカタログ方式

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部　技術・経営革新課
中小企業庁長官官房　総務課

令和５年度補正予算案額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

ＩｏＴ、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠（カタログ型）		従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、（）内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

12

省人化省力化補助金の概要（中小企業省力化投資補助事業の概要）

「省人化・省力化補助金」

省人化･省力化補助金のカタログに登録するためには
ベンダー登録が必要です

「ベンター登録とは」

ベンダー登録とは、企業が他の企業や政府機関の認定サプライヤーとして登録するプロセスです。
この登録を行うことで、企業は入札や契約の機会を得られるようになります。
ベンダー登録は通常、企業の基本情報、業務内容、財務情報などを提供し、購買部門の承認を受けることが含まれます。
このプロセスを通じて、企業は自社のサービスや製品を提供する機会を拡大し、新しい市場や顧客にアクセスすることが可能になります

ベンダー登録費用　10万円（税別）

クライアントを優先的にご紹介いただく契約で登録費用を別途相談させていただきます

© 2024 中小企業支援センター

中小企業支援センターとは

一般社団法人
中小企業支援センター とは

・弊社には各分野のスペシャリスト士業が多く所属しております
・中小企業の課題解決に向けて最適なサービスを「ワンストップ」でご提案
・開業から成長フェーズに入るまで徹底したトータル開業支援
・給付金・補助金・助成金の情報を発信して申請までお手伝い
・M＆Aやリスケ相談など経営に苦しむ中小企業に寄りそった経営相談

© 2024 中小企業支援センター

中小企業支援センターとは

経営にかかわるすべては中小企業支援センターにお任せください

法人概要 Corporate profile

法人名	一般社団法人中小企業支援センター	代表理事	大隅 浩一
所在地	(名古屋本部)〒460-0022 名古屋市中区金山5丁目5-20 2階 (東京支部)〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-17-6 4階	電話番号	TEL. (050) 3638-8590
		ホームページ	http://www.sme-support.jp/
設立	平成23年12月	メールアドレス	e-mail: info@sme-support.jp

パートナー紹介

Partner introduction

プロフェッショナルの
職域連携集団として、
多数のメンバーが所属しております。

後藤公平税理士事務所
税理士 後藤 公平

おおすみ行政書士事務所
行政書士 大隅 浩一

ひかり総合法律事務所
相談担当弁護士 澤田 行助

A. 株式会社
個人情報保護士 榎本 光武

三鷹武蔵通り法務行政書士事務所
行政書士 青野 佑一郎

いずみかわ司法書士事務所
司法書士 泉川 仁

エドコンサルティング株式会社
中小企業診断士 江島 将和

社会保険労務士 片野経事務所
社会保険労務士 片野 誠

株式会社カワムラアーキテクツ
一級建築士 川村 浩二

行政書士こばやしひろと事務所
行政書士 小林 裕門

東京ベイアプレイザル株式会社
不動産鑑定士 高田 昌治

田中税務会計事務所
税理士 田中 暁

中尾国際特許事務所
弁理士 中村 幸雄

株式会社アカウンタックス
公認会計士・税理士 山口 真導

所在地	【本店】 〒460-0022　名古屋市中区金山5丁目5-20　2階 【東京支部】 〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町2-17-6　4階
電話番号	050-3638-8590
FAX番号	052-832-7977

© 2024 中小企業支援センター